

〔事件番号〕平成24年（ネ）第201号 損害賠償請求控訴申立事件
（基本事件：岐阜地方裁判所 平成22年（ワ）第1393号）

控訴人 ● ● ● ●

被控訴人 ● ● ● ●

被控訴人 ● ● ●

準備書面（2）

名古屋高等裁判所 第2民事部 御中

平成24年4月14日

控訴人 ● ● ● ●

第1 被控訴人の矛盾した主張

1 「眼球に注射する、眼球に入っても悪さはしない」と矛盾した主張

- (1) 被控訴人●●らは、（若倉医師の返事，乙10）に記載のとおり
「ボトックスが眼球に入っても、**眼球に注射する**こともあり、ボトックスが**眼球・眼表面に入っても悪さはしない**だろう」と主張している。
- (2) しかし、（1 審被控訴人●●の尋問調書，p20）にて
「（被告●●70）眼球にもし突き刺さってましたら当然，突き刺ささってそしてなっていましたら当然，**眼球せん孔**っていうことになりますから，そんな**角膜だけの問題ではとても済みません**し，それは絶対ありえないことです」と矛盾した証言をしている。
- (3) そして被控訴人●●らが自ら提出した（ボツリヌス治療Q&A集）にて
「眼輪筋への治療時に**眼球穿刺**を起こす恐れがあります。すぐに針を抜き，**眼球外傷として眼科に受診**していただいでください。内眼筋に作用すると**散瞳**します」
- (4) （製薬会社の回答甲A170）にて

「眼に入った場合には洗うよう記載がございます、やはりそのまま放っておくと**炎症になる**可能性がございます」

- (5) (横浜市衛生研究所資料甲A173, p2) にて

「微量でもボツリヌス菌毒素が吸入されたり、**目に入ったり、口に入ったりすると、ボツリヌス症**となってしまう可能性が高いです」

- (6) (医師の相談 Ask Doctors, A175) にて

「神経毒ですので、適切な場所に適量使わないと、**毒素による障害が起こります**」

「ボツリヌス菌毒素は神経毒であるため、筋肉の収縮障害を起こします。ピント合わせや、瞳を調節する筋肉が障害されれば、当然、**神経毒として異常を生じる**可能性があります」

- (7) (ボトックス薬による死亡例資料, 甲A181) によれば

「米国死亡例 16 人」「米国後遺症 658 人」「欧州死亡 28 人」

「欧州後遺症 600 人」「ドイツ死亡 5 人」「ドイツ後遺症 210 人」

と示されている。

- (8) 上記のように、被控訴人●●らは、**従前の自分の主張と矛盾した主張**を何度も繰り返しており、被控訴人らの主張そのものの信用性は全くなく（民法第1条2項、民事訴訟法第2条1項）に基づき却下を求める。よって、上記証拠のとおり、ボツリヌス毒素が眼に入れば、炎症などの異常をきたすことは、社会通念上の一般常識においても、十分に理解できることである。

2 「注射液が眼に入った」と訴えられていたが、「訴えられていない」と主張

- (1) (1 審被控訴人●●の尋問調書 p7~8, p17) にて

「(被告●●19) 第1回目から、もし僕が注射して6月17日ですか、そのときにもう目に入って、そのために副作用が起きたというふうなことを聞いていたら、10月のときに果たして自分が**注射をやりましようかなんてことは、絶対に言うはずがありません**ので、その6月とかの10月の時点では僕は目に入ったなんていうことは一切聞いてません。」

「(被告●●57) いや、ですから僕、以前から申しましたように**目に入った入ったなんていうことはひと言も聞いてません。**」

「(原告58) それ、うその証言です」

「(被告●●)もし、聞いていたとしたら、普通の一般のたとえ患者さんを、どんな患者さんも診ていかなきゃいけない医者としてあれですけど、もう目に入ったと明らかに6月の時点で言われて、

それによる障害が起きたって聞かされていながら、10月に薬効が切れたからまたそんな平然と注射できるほど僕はそんなことは一切できませんし、その時点で断ります」

と証言している。

- (2) しかし（1審被控訴人●●の尋問調書p22）にて
- 「(被告弁護士166)あなたがこういうボトックスのことを聞かれたのは、このとき初めてですか、目に入ったとか」
- 「(被告●●166)（前からこういうことは知っておりました）」
- 「(被告弁護士167)どういう意味ですか」
- 「(被告●●167)そういうことを訴えてみえるということは」
- 「(被告弁護士168)どこへ」
- 「(被告●●168)目に入ったというふうに訴えられているということは」
- 「(被告弁護士170)あとは誰に言われてた、誰が言われてた」
- 「(被告●●170)やっぱし、もう一人の被告だと思いますが」
- 「(被告弁護士171)●●さんですね」
- 「(被告●●171)はい」
- 「(被告弁護士172)●●さんがこういうことを言われていたようだと」
- 「(被告●●172)はい」
- 「(裁判官218)ボトックスが眼に入ったってことは、2月10日の前から訴えていたってということ」
- 「(原告219)はい、8月の、●●医師はずっと、もう6月」
- 「(被告●●219)それはあったかもしれませんが」
- 「(被告●●220)それ以前から、そういうことで言ってみえるということは聞いてましたが」

と証言している。

- (3) 被控訴人●●が証言しているとおり、被控訴人●●は、控訴人から6月から「注射液が眼に入った」と訴えられていたが、「訴えられていない」と矛盾した主張をしている。
- (4) 被控訴人●●は、「10月のときにまたやりましょうなんてことは、絶対に言うはずがありません」「10月に薬効が切れたからまたそんな平然と注射できるほど僕はそんなことは一切できませんし、その時点で断ります」と証言していることから、控訴人から、「注射液が眼に入った」と訴えられていたにもかかわらず、同意も取らずに、施術してはいけないと自ら主張している注射を施術したことは、明らかである。
- (5) また、被控訴人●●は、「控訴人がボトックスを希望した」と何回も執拗に繰り返して主張しているが、控訴人は当時よりボトックス（本件療

- 法)は希望していない。内服治療及びボトックス注射による「点状表層角膜炎」が治癒しないため、通院していたのである。
- (6) 仮に控訴人がボトックスを希望していたなら、被控訴人●●は、義務の「同意書取得」しているはずである。しかしながら、前述のとおり「同意書取得」していないことを被控訴人●●は自ら認めている。よって、被控訴人●●は、「口頭及び文書による同意取得」しないで、「原告が注射を希望した」などと矛盾した主張を被控訴人らがしても、認められるものではない。
- (7) さらに、被控訴人●●は控訴人から、ボトックスの「同意書取得」をしなければ、製薬会社から薬剤は購入できないため、「同意書取得あり」との虚偽記載の登録票を提出して不正購入し、控訴人に施術して点状角膜炎を発症させ、損害を与えたことは本基本事件に係属する文書提出命令(1)および(2)の裁判にて、争う。

第2 被控訴人らの実態のない主張

1 閉瞼不全・兔眼の無診察の事実

- (1) 前述のとおり、被控訴人らは閉瞼不全・兔眼の診察および検査などは、一切していない。
- (2) 被控訴人●●は、(1審●●尋問p14)において、
- 「(被告●●58) 兔眼があると寝ているときには目が開いているんです。」
- 「(原告59) じゃあ、夜、診察したんでしょうか。」
- 「(被告●●59) いや、そんなことはできませんが、いわゆるある程度、そういうもんがあれば、そういうことの可能性が高いということ言っているんだろうと思います。」
- 「(原告60) だから、きちんとした客観的データに基づいた診断ではないということですね。診断というか、カルテに書いていないので診断結果とか、こじつけというか後で出してきたわけですね。」
- 「(被告●●60) いや、ただ兔眼があれば夜中には恐らくまぶた閉じていないと思います。」
- 「(原告61) それは、一般的事項ですよ。」
- 「(被告●●61) もちろん、そうです。」
- と証言している。
- (3) 被控訴人●●は、10月27日、(カルテ、甲A1)に、看護師に「兔眼」

と記載させたことについて

『…ということ言っているんだろうと思います。』

などと、意味の理解できない証言をしており、その信用性は全くない。

- (4) また、被控訴人●●らは、検査・診断していないことも認めているにもかかわらず、原判決が、「6月17日および10月9日に兎眼と認められた」と認定し、判決の結論にする合理的根拠は全くない。

2 処方禁止薬キシロカインの処方

- (1) 前述のとおり、キシロカインは麻酔薬である。したがって、患者への処方当然ながら、手渡すことも禁じられている薬剤である。
- (2) 被控訴人らは医師であるのであるから、そのことは十分に認識していた。
- (3) したがって、被控訴人らの重過失あるいは未必の故意に起因する刑法上の傷害罪ないしは業務上過失致傷などが類推適用されると解される。
- (4) よって、控訴人が被控訴人らに対し、損害賠償請求件を有しているのは、その事実によっても明確である。

その余の新たな主張又は証拠などによる立証が必要であれば、追って書面にて提出する。

以上